

オープンカウンター方式による見積依頼について

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記2問い合わせ先までご連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

2 問い合わせ先

各案件の見積依頼書に記載の問い合わせ先をご確認ください。

3 見積書の提出先

上記2に同じ

※見積書の提出は、持参、郵送、電子メール等を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封筒の表に「(案件名)の見積書在中」と必ず朱書きしてください。

※見積依頼書に「相当品可」等の表示がある場合において、相当品により見積る場合は、事前に承認が必要となります。なお、承認を受けるための申請の方法及び期限は、見積依頼書をご確認ください。(記載がない場合は、見積依頼書に記載の問い合わせ先にご確認ください。)

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書

- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格を提示した者を契約相手方といたします。

見積額は、特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者にのみ連絡します。

見積書を提出した事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせいただければ、決定事業者及び金額についてお伝えします。

7 契約書作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 電子メール等による見積書の提出を希望する場合には事前に上記2へ連絡し、留意事項及び連絡先を確認してください。
- (3) 上記5において、同価の見積が2者以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ」により決定します。
- (4) 参加者不在の場合又は予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (5) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。